

第 160 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 30 年 12 月 12 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 160 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 30 年 12 月 12 日 (水) 午後 3 時 05 分

2. 閉会年月日 平成 30 年 12 月 12 日 (水) 午後 3 時 21 分

3. 開催場所 南部町役場南部分庁舎 議場

4. 出席委員 (14 人)

会 長 1 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

委 員 2 番 石 橋 薫

3 番 堀 内 重 男

5 番 工 藤 信 仁

6 番 佐々木 一 雄

7 番 三 浦 恵美子

8 番 松 村 範 明

9 番 滝 田 信 彦

11 番 河守田 雄 一

12 番 野 田 清 八

13 番 山 田 憲 幸

14 番 川守田 雄 一

16 番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員 (2 人)

欠席者 4 番 砂 庭 周 平

15 番 梅 内 勝 治

6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟

班 長 小田原 孝治

総括主査 佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 5 号 賃貸借合意解約書の受理について

日程第 5 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 160 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 14 名で、委員定足数に達しておりますので、第 160 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 0 5 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>11 番 河守田 雄一 委員</p> <p>12 番 野田 清八 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思っております。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 5 号「貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p> <p>それでは、報告第 5 号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p>
小田原班長	

小田原班長	<p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成30年11月19日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第25号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は8件で、所有権の移転に関するものが7件、使用貸借の権利の設定に関するものが1件であります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>滝田信彦 調査員</p>
滝田調査員	<p>9番 滝田から説明いたします。</p> <p>去る12月4日、松村委員と南部町役場南部分庁舎において、議案第25号及び議案第26号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第25号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人、貸付人、借受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から番号4番までの申請理由は、いずれも譲受人が 農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号5番の申請理由は、借受人が新規に営農するため申請地を借り受けるものです。</p> <p>番号6番の申請理由は、譲受人が新規に営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号7番と番号8番の申請理由は、いずれも贈与を受けて営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第25号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

議 長	<p>議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、 原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 26 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。</p> <p>番号 1 番は使用貸借による権利の設定に関する件であります。なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>滝田 調査員</p>
滝田調査員	<p>議案第 26 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、借受人が自己住宅を建築し転居するため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。小田原班長</p>
小田原班長	<p>番号 1 番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・大向地区で、南部町役場本庁舎から南西約 11km の距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置し、上水道管、下水道管が埋設された町道に接しており、500m 圏内に南部町営市場、向小学校があります。</p> <p>農地区分については「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>

議 長

議案第 26 号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。

次に、日程第 7 議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。小田原班長

議案第 27 号について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、14 件です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,923 円です。

番号 2 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,805 円です。

番号 3 番の利用目的は樹園地、期間は 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,450 円です。

番号 4 番の利用目的は田、期間は 10 年 2 ヶ月、使用貸借による権利設定です。

番号 5 番の利用目的は田、期間は 10 年 2 ヶ月、使用貸借による権利設定です。

番号 6 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

番号 7 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。

番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 11,612 円です。

番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。

番号 10 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,000 円です。

番号 11 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,400 円です。

番号 12 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,416 円です。

番号 13 番の利用目的は田と畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 8,000 円です。

番号 14 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

議案第 27 号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

議 長	<p>よって、日程第7 議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第160回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時21分)</p>
-----	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月12日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員